

接続約款変更届出書



平成 28 年 7 月 25 日

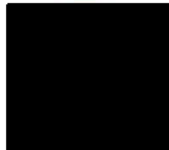
総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめ ほん ごう  
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 けいでいーでいーあいかぶしきかいしゃ  
K D D I 株式会社

代表取締役社長 たなか たかし  
田中 孝司



登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 3 号

連絡先 渉外部  


電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成 28 年 8 月 1 日
------	-----------------

接続約款変更届出書

平成 28 年 7 月 25 日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な ば し ま つ や ま い っ ち ょ う め ばん ごう  
沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でん わ か ぶ し き かい し ゃ  
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 ゆあさ ひ  
湯浅 英

登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 71 号

連絡先 運用管理部

電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成 28 年 8 月 1 日
------	-----------------

## 電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

旧	新
<p>第 1 章 総則 (約款の適用)</p> <p>第 1 条 当社は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）</p> <p>第 34 条第 2 項の規定に基づき、当社の第 2 種指定電気通信設備と当社以外の電気通信事業者（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備との相互接続（以下「接続」といいます。）に関し、当社が取得すべき金額（以下「接続料」といいます。）及び接続の条件についてこの接続約款（料金表及び技術的条件集を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより他事業者との間で、当社の第 2 種指定電気通信設備との接続に関する協定（以下「協定」といいます。）を締結し、当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を行います。</p>	<p>第 1 章 総則 (約款の適用)</p> <p>第 1 条 当社は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）</p> <p>第 34 条第 2 項の規定に基づき、当社の第 2 種指定電気通信設備と当社以外の電気通信事業者（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備との相互接続（以下「接続」といいます。）に関し、当社が取得すべき金額（以下「接続料」といいます。）及び接続の条件についてこの接続約款（料金表及び技術的条件集を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより他事業者との間で、当社の第 2 種指定電気通信設備との接続に関する協定（以下「協定」といいます。）を締結し、当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を行います。</p> <p><u>2 前項の規定のほか、当社は、当社の指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件をこの約款に定めます。</u></p> <p><u>3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、非指定電気通信設備について、接続料及び接続の条件をこの約款に定める場合があります。</u></p>

旧	新								
<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="152 328 1099 416"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 328 624 368">用語</th> <th data-bbox="624 328 1099 368">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 368 624 416">(略)</td> <td data-bbox="624 368 1099 416">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	(略)	(略)	<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1171 328 2119 600"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 328 1644 368">用語</th> <th data-bbox="1644 328 2119 368">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 368 1644 600"><u>5.2 業務支援システム</u></td> <td data-bbox="1644 368 2119 600"><u>MVNOサービス契約の契約回線（MVNOサービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。）に係る情報の管理及びau ICカードに電話番号その他情報の登録を行うための装置</u></td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	<u>5.2 業務支援システム</u>	<u>MVNOサービス契約の契約回線（MVNOサービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。）に係る情報の管理及びau ICカードに電話番号その他情報の登録を行うための装置</u>
用語	用語の意味								
(略)	(略)								
用語	用語の意味								
<u>5.2 業務支援システム</u>	<u>MVNOサービス契約の契約回線（MVNOサービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。）に係る情報の管理及びau ICカードに電話番号その他情報の登録を行うための装置</u>								

旧	新
<p>第3章 協定の締結手続き等  第8節 その他の工事の請求  なし</p>	<p>第3章 協定の締結手続き等  第8節 その他の工事等の請求  <u>(業務支援システムの利用に関する申込み)</u>  第38条の2 接続申込者（仮想携帯電話事業者に限ります。以下、この節において同じとします。）は、業務支援システムの利用に関する申込みを当社が指定する事務取扱所に申込みすることができます。  2 当社は、前項に規定する申込みを承諾する場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法ならびにその他の個別事項を含む契約を締結します。</p> <p><u>(au ICカードの貸与に係る申込み)</u>  第38条の3 接続申込者は、au ICカードの貸与に係る請求を当社が指定する事務取扱所に申込みすることができます。  2 当社は、前項に規定する請求を承諾する場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法ならびにその他の個別事項を含む契約を締結します。</p>

旧	新
<p>第4章 標準的接続期間 なし</p>	<p>第4章 標準的接続期間 <u>(接続申込者による移動無線装置の試験の申込み)</u> 第40条の3 <u>接続申込者は、自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を当社の無線基地局設備との間で電波を送受信して当該移動無線装置を通信の用に供するにあたって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施するよう協議を申し入れることができるものとします。この場合、別に定める手続きにより、当社の事務取扱所に試験の実施を申し込むものとします。</u> 2 <u>前項の確認試験の結果、当社又は接続申込者が移動無線装置の正常性等を確認できないと判断した場合は、その正常性等が確認されるまでの間、当社は接続しないことがあります。</u> 3 <u>当社は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置に係る一切の不具合について、責任を負いません。</u> 4 <u>当社は、第1項に規定する確認試験を実施する場合は、その接続申込者と、その試験の工程及び内容並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。</u></p>

旧	新
<p>第 10 章 料金等</p> <p>第 4 節 料金の計算及び支払い (料金等の支払い)</p> <p>第 71 条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、割増金、預託金、延滞利息又はユニバーサルサービス料をいいます。以下同じとします。）について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p> <p>2 料金等の請求又は支払方法については、当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係わる契約に規定します。</p> <p>ただし、第 75 条ただし書に規定する料金額の適用が見込まれるときの料金の請求又は支払方法について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>	<p>第 10 章 料金等</p> <p>第 4 節 料金の計算及び支払い (料金等の支払い)</p> <p>第 71 条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、割増金、預託金、延滞利息、<u>ユニバーサルサービス料又は a u I Cカードの貸与に係る費用</u>をいいます。以下同じとします。）について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p> <p>2 料金等の請求又は支払方法については、当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係わる契約に規定します。</p> <p>ただし、第 75 条ただし書に規定する料金額の適用が見込まれるときの料金の請求又は支払方法について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>

旧	新
<p>第 15 章 雑則 なし</p>	<p>第 15 章 雑則 <u>(接続協議等に関する情報等の提供)</u> 第 96 条の 2 当社は、接続協議に関する情報及び au 通信サービスのサービスエリアに関する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。サービスエリアについては、現状との相違が含まれることがあります。 2 前項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、第 40 条の 2 (移動無線装置に係る確認試験の実施) 及び第 40 条の 3 (接続申込者の請求による移動無線装置の試験) に規定する移動無線装置との確認試験の実施、第 38 条の 2 (業務支援システムの利用に関する申込み) に規定する業務支援システムの利用、第 38 条の 3 (au ICカードの貸与に係る請求) に規定する au ICカードの貸与に係る請求、又は当社の電気通信設備における通信障害等により影響を受けるおそれのある利用者に対する説明に必要な情報を当社の事務取扱所において提供します。ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p>



旧				新					
料金表				料金表					
第1表 接続料金				第1表 接続料金					
第1 網使用料				第1 網使用料					
2 料金額				2 料金額					
2-1 端末接続機能				2-1 端末接続機能					
区 分		単 位	料 金 額	区 分		単 位	料 金 額		
端末接続機能	区域内料金	1秒ごとに	0.065円	端末接続機能	区域内料金	1秒ごとに	0.064円		
	区域外料金	1秒ごとに	0.081円		区域外料金	1秒ごとに	0.080円		
(略)				(略)					
2-4 WIN直収パケット接続機能				2-4 WIN直収パケット接続機能					
区 分		単 位	料 金 額	備考	区 分		単 位	料 金 額	備考
WIN直収パケット接続機能		10Mbpsのもの	1,414,426円	月額	WIN直収パケット接続機能		10Mbpsのもの	1,401,010円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	141,442円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	140,101円	月額
2-4の2 LTE直収パケット接続機能				2-4の2 LTE直収パケット接続機能					
区 分		単 位	料 金 額	備考	区 分		単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能		10Mbpsのもの	967,983円	月額	LTE直収パケット接続機能		10Mbpsのもの	960,541円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	96,798円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	96,054円	月額
2-5 MVNO回線管理機能				2-5 MVNO回線管理機能					
区 分		単 位	料 金 額	備考	区 分		単 位	料 金 額	備考
MVNO回線管理機能		1契約者回線ごとに	86円	月額	MVNO回線管理機能		1契約者回線ごとに	85円	月額
(略)				(略)					
第2 網改造料				第2 網改造料					
2 料金額				2 料金額					
2-2 年額料金の算定に係る比率				2-2 年額料金の算定に係る比率					
区 分		内 容		区 分		内 容			

諸掛費率		0.085	諸掛費率		0.085
設備管理費率	法定耐用年数期間内	0.123	設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.120</u>
	法定耐用年数經過後	0.084		法定耐用年数經過後	0.084

旧	新										
<p>料金表 第2表 工事費 工事費は、工事に要した実費とします。</p>	<p>料金表 第2表 工事費</p> <p><u>1 適用</u> <u>工事費の適用については、第67条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 421 2134 911"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1173 421 2134 467"><u>工事費の適用</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 467 1496 775"><u>(1) 実費の適用</u></td> <td data-bbox="1496 467 2134 775">2（工事費の額）2-1に掲げる工事費の額は、2-2に規定する算出式により算定する実費とします。この場合2-3に規定する作業単金を適用するものとします。 <u>第38条（その他の工事に係る契約の締結）に規定する契約を締結した後に、作業単金に変更された場合は、その工事費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 775 1496 911"><u>(2) 工事費の按分</u></td> <td data-bbox="1496 775 2134 911">利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2（工事費の額）2-1に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 工事費の額</u> <u>工事費は次表のとおりとします。</u></p> <p><u>2-1 工事費</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 1091 2134 1404"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1091 1529 1137">区 分</th> <th data-bbox="1529 1091 1890 1137">単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 1137 1529 1404"><u>(1) トランスレータ変更工事費</u></td> <td data-bbox="1529 1137 1890 1404">1 工事ごとに <u>当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に登録する工事に要する費用</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>工事費の適用</u>		<u>(1) 実費の適用</u>	2（工事費の額）2-1に掲げる工事費の額は、2-2に規定する算出式により算定する実費とします。この場合2-3に規定する作業単金を適用するものとします。 <u>第38条（その他の工事に係る契約の締結）に規定する契約を締結した後に、作業単金に変更された場合は、その工事費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします。</u>	<u>(2) 工事費の按分</u>	利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2（工事費の額）2-1に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。	区 分	単 位	<u>(1) トランスレータ変更工事費</u>	1 工事ごとに <u>当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に登録する工事に要する費用</u>
<u>工事費の適用</u>											
<u>(1) 実費の適用</u>	2（工事費の額）2-1に掲げる工事費の額は、2-2に規定する算出式により算定する実費とします。この場合2-3に規定する作業単金を適用するものとします。 <u>第38条（その他の工事に係る契約の締結）に規定する契約を締結した後に、作業単金に変更された場合は、その工事費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします。</u>										
<u>(2) 工事費の按分</u>	利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2（工事費の額）2-1に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。										
区 分	単 位										
<u>(1) トランスレータ変更工事費</u>	1 工事ごとに <u>当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に登録する工事に要する費用</u>										

	(2) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第6条（標準的な接続箇所）表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1 工事ごとに
	2-2 算出式		
	$\text{工事費} = \text{作業単金} \times \text{作業時間}$		
	2-3 2-2に適用する作業単金		
	区 分	単 位	料 金 額
	作業単金	一人あたり1時間ごと	6,340円

旧				新			
料金表 第3表 手続費				料金表 第3表 手続費			
区 分		単 位	手続費の額	区 分		単 位	手続費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 契約者情報 提供手続費	第96条(個別契約事業者 に対する契約者情報の提 供)第1項及び第2項の 規定により、当社の契約者 情報又は異動情報を磁気 媒体により提供する場合の 手続きに要する費用	磁気媒体1巻ごと に	33,000円	<del>削除</del>	<del>削除</del>	<del>削除</del>	<del>削除</del>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

旧				新			
附則 (略)				附則 (略)			
区 分	単 位	料 金 額	備考	区 分	単 位	料 金 額	備考
W I N直収パケット接続機能	2 M b p sのもの	282,885円	月額	W I N直収パケット接続機能	2 M b p sのもの	<u>280,202円</u>	月額
	2 M b p sを超える 1 M b p sごとに	141,442円	月額		2 M b p sを超える 1 M b p sごとに	<u>140,101円</u>	月額

	新
なし	<p data-bbox="1137 196 2089 236"><u>附 則（平成28年7月25日KDD I移企調第1619号及びOCT技第16-009号）</u></p> <p data-bbox="1149 244 1283 276"><u>（実施時期）</u></p> <p data-bbox="1149 292 1765 323">1 この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。</p> <p data-bbox="1149 339 1608 371"><u>（網使用料の遡及適用に関する特例措置）</u></p> <p data-bbox="1149 387 2134 507">2 当社は、料金表第1表接続料金 第1網使用料 2料金額及び料金表第1表接続料金第2網改造料 2料金額に規定する料金額については、第75条（接続料金の遡及適用）の規定にかかわらず、変更後の料金額の遡及適用を行わないものとします。</p>